

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則新旧対照

(傍線の部分は改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(建築物清掃業の登録基準)</p> <p>第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備(以下この条において「清掃用機械器具等」という。)及びその事業に従事する者の資格に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>清掃作業の監督を行う者が、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第六十二条第一項に規定する技能検定であつてビルクリーニングの職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>イ <u>厚生労働大臣が指定する清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者</u></p> <p>ロ <u>イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、その後六年を経っていないもの</u></p> <p>三 <u>清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。</u></p> <p>イ <u>清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。</u></p> <p>ロ <u>登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。</u></p> <p>ハ <u>その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するも</u></p> | <p>(建築物清掃業の登録基準)</p> <p>第二十五条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備及びその事業に従事する者の資格に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>清掃作業の監督を行う者が、建築物の清掃に関し、厚生労働大臣の定める資格を有するものであつて、厚生労働大臣の定めるところにより建築物の衛生的環境の維持管理に関する講習の課程を修了したものであること。</u></p> <p>三 <u>清掃作業に従事する者が厚生労働大臣の定める研修を修了したものであること。</u></p> |

のであること。

二 その指導に当たる者が、八の内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(建築物空気環境測定業の登録基準)

第二十六条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備及びその事業に従事する者の資格に関する基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定する空気環境の測定を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する空気環境の測定を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準)

第二十八条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備及びその事業に従事する者の資格に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第一号の機械機具は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること。

四 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定する貯水槽の清

(建築物空気環境測定業の登録基準)

第二十六条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備及びその事業に従事する者の資格に関する基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の定めるところにより建築物の空気環境の測定に関する講習の課程を修了した者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(建築物飲料水貯水槽 そう 清掃業の登録基準)

第二十八条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備及びその事業に従事する者の資格に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第一号の機械機具は、飲料水の貯水槽 そう の清掃に専用のものであること。

四 飲料水の貯水槽 そう の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の定めるところにより

掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、終了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、終了した日から六年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

五 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(建築物ねずみこん虫等防除業の登録基準)

第二十九条法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第五号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備及びその事業に従事する者の資格に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 ねずみ、こん虫等の防除作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定するねずみ、こん虫等の防除作業の監督を行う者のた

飲料水の貯水槽 そう の清掃に関する講習の課程を修了した者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

五 飲料水の貯水槽 そう の清掃作業に従事する者が厚生労働大臣の定める研修を修了したものであること。

(建築物ねずみこん虫等防除業の登録基準)

第二十九条法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第五号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備及びその事業に従事する者の資格に関する基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 ねずみ、こん虫等の防除作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の定めるところによりねずみ、こん虫等の防除に関する講習

めの講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定するねずみ、こん虫等の防除作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

四 (略)

五 ねずみ、こん虫等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ ねずみ、こん虫等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、ねずみ、こん虫等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(建築物環境衛生一般管理業の登録基準)

第三十条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第六号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備及びその事業に従事する者の資格に関する基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 業務全般を統括する者が、免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定する業務全般を

の課程を修了した者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

四 (略)

五 ねずみ、こん虫等の防除作業に従事する者が厚生労働大臣の定める研修を修了したものであること。

(建築物環境衛生一般管理業の登録基準)

第三十条 法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第六号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備及びその事業に従事する者の資格に関する基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 業務全般を統括する者が、建築物環境衛生管理技術者免状を有するものであつて、厚生労働大臣の定めるところにより講習の課程を修了したものであること。

統括する者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する業務全般を統括する者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

三 清掃作業の監督を行う者が第二十五条第二号に規定する要件に該当するものであること。

四 清掃作業に従事する者が第二十五条第三号に規定する要件に該当するものであること。

五 空気環境の測定を行う者が、第二十六条第二号に規定する要件に該当するものであること。

六 飲料水の水質検査を行う者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること。

三 清掃作業の監督を行う者が、建築物の清掃に関し、厚生労働大臣の定める資格を有するものであつて、厚生労働大臣の定めるところにより建築物の衛生的環境の維持管理に関する講習の課程を修了したものであること。

四 清掃作業に従事する者が厚生労働大臣の定める研修を修了したものであること。

五 空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の定めるところにより建築物の空気環境の測定に関する講習の課程を修了した者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

六 飲料水の水質検査を行う者が厚生労働大臣の定める研修を修了したものであること。